

証券コード 4341
2020年6月5日

株 主 各 位

兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目5番33号
(本社事務所)
大阪市北区堂島二丁目4番27号
西 菱 電 機 株 式 会 社
代表取締役社長 西 井 希 伊

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止及び株主様の安全確保の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月22日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県伊丹市中央六丁目2番33号
伊丹シティホテル 3階 光陽の間

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良の株主様には本総会会場への入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めております。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第54期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以上

◎株主様へのお願い

- ・本総会当日までの新型コロナウイルス感染症の拡大状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seiryodenki.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・本総会に出席する役員は、マスクを着用させていただく場合がございます。
- ・本総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

◎インターネットによる開示について

次の事項は、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の「連結注記表」 ②計算書類の「個別注記表」

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイトアドレス <http://www.seiryodenki.co.jp/>

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 経営理念・経営基本方針

当社グループは、経営理念・経営基本方針のもと、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視するとともに、更なる企業価値の向上を目指し取り組んでおります。

【経営理念】

西菱電機グループは、優れた「ビフォア」サービス・「イン」サービス・「アフター」サービスを通して、会社に係わるすべての人々に喜びを提供します。

【経営基本方針】

会社に係わるすべての人々との信頼関係を築き、情報通信ビジネスのOnly OneでNo. 1を目指します。

- 1) 私たちは、魅力ある製品・サービスを通して、感動と喜びをお届けします。
- 2) 私たちは、グループ一体となって、「安心」と「信頼」の西菱品質をお届けします。
- 3) 私たちは、情熱を持って仕事に取り組み、家族や社会に誇れる会社を創ります。
- 4) 私たちは、グループのコミュニケーションを高め、活気ある会社を創ります。
- 5) 私たちは、企業価値を高め、永続的に成長・発展する企業を目指します。
- 6) 私たちは、すべての製品・サービスを通して、豊かで安心・安全・快適な社会の実現に取り組みます。
- 7) 私たちは、企業活動を通して、地域社会の発展と地球環境の保全に貢献します。
- 8) 私たちは、いかなる時も誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

(2) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期の国内経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな改善傾向で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大、それに伴う緊急事態宣言の発令などによる社会的・経済的影響は大きくなっております。また、世界経済についても同様に、世界的な感染拡大に歯止めがかからず、主要国、主要都市でのロックダウンなど経済活動の鈍化が著しくなっており、先行きは非常に不透明な状況となっております。

当社グループの関連する業界では、情報通信端末事業におきましては通信料金と端末代金を切り分ける「分離プラン」の本格導入、新規事業者（楽天モバイル株式会社）の市場参入、MVNO（仮想移動体通信事業者）市場の拡大など市場環境が大きな変革を迎える中、コンテンツの充実やサービスの多様化が差別化のカギとなっています。情報通信システム事業におきましては、近年、頻繁に発生する、台風、豪雨災害や地震被害などから、国民の安心・安全な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が求められています。また、官公庁において、ICT投資を推進する動きが活発化するとともに、セキュリティ対策への関心が高まっております。

このような状況のもと、当社グループの売上高は、携帯端末販売における販売台数の減少、官公庁向け大口案件の減少などにより減収となりました。経常損益は、減収の影響があるものの、前期の有料道路向け受注案件における損益悪化の解消を主因として改善しました。なお、「市町村防災行政無線システム」、「IoT関連事業」をはじめとした新規事業開発、規模拡大に向けた社内体制強化、販売促進などの積極的な投資は継続しております。

これらの結果、当期の連結業績は、売上高205億39百万円（前期比7.7%減）、営業利益3億67百万円（同6.6%増）、経常利益3億70百万円（同5.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2億51百万円（同3.5%増）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

情報通信端末事業

連結業績は、前期に比べ減収・増益となりました。

携帯端末修理再生は、修理台数が減少しました。携帯端末販売は、「分離プラン」導入により端末価格が上昇し、買い控えの傾向が強まったことなどから販売台数が減少しました。

一方、利益面では、携帯端末修理再生における生産性の向上や、携帯端末販売においては、光回線をはじめとする各種サービス、セキュリティ関連のコンテンツなど、スマートフォン関連商材提案による収益力の向上に努めた結果、収益性が改善しました。

これらの結果、売上高は85億55百万円（前期比12.2%減）、営業利益は9億4百万円（同6.6%増）となりました。

情報通信システム事業

連結業績は、前期に比べ減収・増益となりました。

前期より拡販している「市町村防災行政無線システム」は受注が拡大しているものの、その他の官公庁向け案件の受注が減少しました。

一方、利益面では、前期の有料道路向け受注案件における損益悪化が解消したほか、官公庁向けシステムの収益性が改善しました。

なお、「市町村防災行政無線システム」などへの積極的な開発投資は、引き続き推進しております。

これらの結果、売上高は119億91百万円（前期比4.2%減）、営業利益は12億10百万円（同12.9%増）となりました。

I o T 事業

連結業績は、前期に比べ増収・損益は改善となりました。

当社は、これまでICTソリューション企業として培ってきた無線通信、システム開発、クラウドサービスなどの知見を活かし、IoTサービスに、お客様内部の情報交換・情報共有を円滑にするコミュニケーションサービスを加えた「Seiryō Business Platform (SBP)」を立ち上げ、リーズナブルな価格で幅広い業種業態のお客様の生産性向上・業務効率化・働き方改革に資するサービスの展開を目指しています。

当期は、前期に続きサービス展開に向けた各種開発、事業立ち上げに向けた社内体制の整備に積極的な投資を行いました。また、前期に発表した各種サービスの拡販に向け、自治体・企業と連携した実証実験を進めるなど販売強化にも取り組みました。

これらの結果、売上高は5百万円（前期比6.0%増）、営業損失は1億80百万円（前期は営業損失2億1百万円）となりました。

事業別の概況

区 分	売上高(百万円)	前期比増減率(%)	構成比(%)
情報通信端末事業	8,555	△12.2	41.6
情報通信システム事業	11,991	△4.2	58.3
I o T 事業	5	6.0	0.0
合 計	20,552	△7.7	100.0

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

2. 各事業間の内部売上高または振替高13百万円を含めて表示しております。

② 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は1億94百万円であります。その主なものは、情報通信システム事業では市町村防災行政無線システムに係る資産等であります。管理部門では業務システムの構築費用等であります。

③ 資金調達の様況

特定当座借越枠（コミットメントライン）を2行にて合計25億円設定しております。

(3) 財産及び損益の様況

区 分	第51期 (2017年3月期)	第52期 (2018年3月期)	第53期 (2019年3月期)	第54期 (当期、2020年3月期)
売 上 高(百万円)	20,630	20,722	22,251	20,539
経 常 利 益(百万円)	169	341	353	370
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	67	198	242	251
1株当たり当期純利益(円)	19.32	56.75	69.37	71.80
総 資 産(百万円)	10,670	10,995	11,488	11,800
純 資 産(百万円)	4,915	5,002	5,141	5,231
1株当たり純資産(円)	1,405.18	1,430.01	1,469.80	1,495.46

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは更なる事業拡大、企業価値の持続的成長を目指すべく、2020年4月よりグループ全社を挙げた構造改革に着手しました。

これまでの「機能別組織」を、事業に軸足を置いた製販一体型の「事業別組織」に再編し、その一体感のもとお客様対応力・創造力をスピードも含め強化するとともに、社内業務の効率化・簡素化を図ることで事業規模の維持・拡大、企業価値の持続的成長を目指していくものです。

当社グループは、グループ一丸となってこの改革に取り組むとともに、次期(2021年3月期)の事業別では以下の施策を実行してまいります。

情報通信端末事業

携帯端末販売では、通信料金と端末代金とを切り分ける分離販売の本格化、新規事業者(楽天モバイル株式会社)の市場参入、5Gサービス(第5世代移動通信方式を用いた通信サービス)の開始など、引き続き大きな市場変化が見込まれる中、これまでと同様に時代の変化にあわせたお客様ニーズを理解し、お客様満足度の向上を目指すとともに、お客様にお選びいただける店舗運営に取り組めます。また、近年新規出店した店舗の収益力向上、事業拡大に向けた更なる店舗出店にも積極的に取り組んでまいります。店舗運営システム(発券機システム)では、全国のドコモショップのほか、自治体をはじめとする、ドコモショップ以外の業種・業態のお客様への拡販に引き続き取り組めます。携帯端末修理再生では、引き続き生産性の向上と収益力の向上に取り組めます。

情報通信システム事業

官公庁のお客様向けでは、防災・減災対策の充実、インフラ老朽化対策の推進などにより、引き続き需要は堅調に推移すると予測しております。このような中、各種防災無線システムや河川監視システムなどを中心に防災・減災需要の取り込み、保守などストックビジネスの確保に取り組めます。防災無線システムにつきましては、2019年10月に発表したスマートフォン向け防災アプリ「防災コンシェル」をはじめとして、防災減災に役立つソリューションを展開し、今後も、お客様のニーズに対応した最適なシステムを提供することで新たな市場の取り込みを図ります。また、民間のお客様向けでは、当社のIP無線(携帯電話網を活用した無線)製品、タクシー配車ソリューションの更なる付加価値向上、拡販に取り組めます。

IoT事業

IoT市場では、働き方改革推進による業務効率化が求められており、今後も更なる成長が予測されています。当社では業務効率化や生産性向上を目的とする「Seiryō Business Platform (SBP)」を活用したサービスの拡販に注力します。例えば、日報・業務報告アプリである「Check-in」は業務改善を目的としたお客様だけでなく、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、在宅勤務やテレワークを導入する企業、災害時の情報共有ツールを必要としている自治体など、幅広いお客様をターゲットとして拡販に取り組みます。

今後も、「ITで仕事をポジティブに、そして生活を豊かに」をサービスコンセプトとして、当社が創業以来培ってきた無線通信、システム開発、クラウドサービスなどの知見を活かし、お客様の多様なニーズにお応えしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
コムテックサービス株式会社	50	100	携帯情報通信端末の販売
西菱電機フィールドディング株式会社	14	100	情報通信機器等の技術サービス
西菱電機エンジニアリング株式会社	60	100	無線通信機器等の開発、設計、製作並びに販売
鳥取西菱電機株式会社	10	100	無線通信機器等の開発、設計

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他の状況

当社は三菱電機株式会社の持分法適用の関連会社にあたり、同社は当社株式を812千株（議決権比率23.2%）保有しております。

なお、当社グループと同社との当期の取引は、仕入高全体の9.4%、売上高全体の15.7%の割合を占めており、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

(6) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成されており、事業内容は次のとおりであります。

事業	主要業務
情報通信端末事業	携帯情報通信端末の販売 携帯情報通信端末の修理再生 パーソナルコンピュータ及び関連商品の販売並びに修理再生
情報通信システム事業	官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援 民間会社向け情報通信機器及びシステムの製作及び販売 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売
I o T 事業	IoTを活用した各種製品・サービスの提供

(7) 主要な営業所（2020年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本店	兵庫県伊丹市
本社事務所	大阪市北区
猪名寺事業所	兵庫県尼崎市
大阪支社	大阪市北区
東京支社	東京都港区
神奈川営業所	横浜市西区
東日本端末修理センター	東京都江東区

② 子会社

名 称	本 社 所 在 地
コムテックサービス株式会社	大阪市北区
西菱電機フィールドディング株式会社	横浜市西区
西菱電機エンジニアリング株式会社	兵庫県伊丹市
鳥取西菱電機株式会社	鳥取県鳥取市

(8) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
626 (262) 名	8名増 (11名減)

(注) 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
416 (163) 名	1名減 (4名減)	41.2歳	14.3年

(注) 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借入額(百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	700
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	700

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界的規模で社会活動・経済活動を制限するなど影響が大きく、先行き不透明な状況が依然継続しております。当社グループにおきましても、携帯端末販売店舗の休業、携帯端末修理再生の稼働減、情報通信システム事業の事業活動低下など、業績への影響を懸念しており、今後の感染拡大や収束の状況などによっては、次期 (2021年3月期) の業績が大きく変動する可能性があります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,500,000株
- ③ 株主数 1,208名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
三 菱 電 機 株 式 会 社	812,000	23.21
西 岡 伸 明	614,000	17.55
西 岡 孝	280,000	8.00
西 菱 電 機 従 業 員 持 株 会	149,100	4.26
株 式 会 社 コ ン セ プ ト	136,300	3.89
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	83,000	2.37
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	59,000	1.68
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	48,000	1.37
松 井 証 券 株 式 会 社	46,300	1.32
吉 田 政 功	43,900	1.25

(注) 持株比率は、自己株式 (1,832株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	西 岡 伸 明	
代表取締役社長	西 井 希 伊	
取 締 役	濱 津 俊 男	監査・知的財産・CSR担当
取 締 役	金 井 隆	経営企画・財務担当
取 締 役	前 田 真 昭	人事総務・法務・輸出管理担当
取 締 役	神 田 達 也	事業全般・子会社担当
取 締 役	小 西 新 太 郎	小西酒造株式会社代表取締役社長
取 締 役	田 内 芳 信	
常 勤 監 査 役	竹 内 徹	コムテックサービス株式会社監査役 三菱電機フィールドディング株式会社監査役 三菱電機エンジニアリング株式会社監査役 鳥取三菱電機株式会社監査役
監 査 役	稗 田 勝	
監 査 役	國 枝 雅 之	三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所経理部長

- (注) 1. 取締役小西新太郎及び田内芳信の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役稗田勝及び國枝雅之の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小西新太郎、田内芳信及び監査役稗田勝の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
4. 監査役稗田勝及び國枝雅之の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役稗田勝氏は、金融機関出身であり支店長・営業部長の要職を歴任するなど、実務・経営に携わっていたほか、事業会社の取締役及び監査役として経営に携わった経験があります。
 - ・監査役國枝雅之氏は、三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の経理部長であり、同社の経理部門において長年にわたる経理業務の経験があります。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 就任
- 2019年6月26日開催の第53回定時株主総会において、神田達也氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 退任

該当事項はありません。

(3) 取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
西岡 伸 明	代表取締役会長	代表取締役社長	2019年4月1日
西井 希 伊	代表取締役社長 (事業全般・子会社管掌)	代表取締役専務取締役 (事業全般・子会社管掌)	同上
濱 津 俊 男	取締役 (監査・知的財産・CSR担当)	取締役 (監査・法務・輸出管理・知的財産・CSR担当)	同上
前 田 真 昭	取締役 (人事総務・法務・輸出管理担当)	取締役 (人事総務担当)	同上
西井 希 伊	代表取締役社長	代表取締役社長 (事業全般・子会社管掌)	2019年6月26日
神 田 達 也	取締役 (事業全般・子会社担当)	常務執行役員	同上

6. 当事業年度末日後の取締役及び監査役の異動

(1) 就任

該当事項はありません。

(2) 退任

該当事項はありません。

(3) 取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

7. 株主総会に付議する、取締役及び監査役候補者の指名・選任を行うに当たっての方針と手続は、以下のとおりであります。

(1) 指名方針

・取締役候補者

当社の業務内容に精通するとともに業界内外における豊富な人脈や幅広い知識を兼ね備え、適切な意思決定や経営判断が行えること。また、経営に必要となる知識や経験を有し、適切にリスク管理を行うことができること。

・社外取締役候補者

業務執行の機動性の観点から、企業経営における幅広い経験と知見に基づく経営判断力があること、もしくは、専門分野の知見を有し、公平・中立な立場から客観的に当社経営に対して監督・助言ができること。

・監査役候補者

当社の業務内容に精通した常勤者のほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すること、もしくは法令や定款の遵守、財務・会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が行えること。

(2) 指名手続

・取締役候補者

代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

・監査役候補者

代表取締役社長が監査役会とあらかじめ協議して候補者を選定、監査役会の同意を得て代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、当社と各社外取締役及び各監査役とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の決定に関する方針

当社の取締役報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、社外取締役を含む取締役会の決議により、監査役報酬等の額については監査役の協議により決定しております。取締役会における取締役の報酬額の決定に際しては、当該方針の内容を都度出席者に周知するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。

当社の取締役の報酬等は、業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系となるよう設計し、適正な評価を行うことにより、業績向上に資することを目的としております。

取締役の報酬体系は、退職慰労金と役員賞与を廃止し、より業績との連動性を高めた月額報酬制度にしております。具体的には、役位に応じた基本報酬に、前期の業績に応じて支給額を算定する業績報酬を加算して固定報酬（月額報酬）を決定する報酬体系にしております。基本報酬は、同業・同規模の他社水準も参考に役位ごとの役割と責任範囲を勘案して決定しており、業績報酬は、業績に対する責任と報酬との関連性を明確にするため、会社業績及び各人の貢献度・経営能力・功労をはじめとする個人業績を総合的に考慮して決定しております。社外取締役（非業務執行取締役）は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとしております。取締役の報酬総額は2008年6月25日開催の第42回定時株主総会で決議された年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与含まず。当該決議時点の取締役の員数は8名。）としております。

監査役の報酬は、基本報酬のみで構成される固定報酬（月額報酬）としており、各監査役の報酬は常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定しております。なお、監査役の報酬総額は、2006年6月27日開催の第40回定時株主総会で決議された年額60百万円以内（当該決議時点の監査役の員数は3名。）としております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員数(名)	報酬等の総額(百万円)
取 締 役	8	176
監 査 役	2	17
合 計	10	194

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 監査役の員数は3名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。
 3. 社外役員4名（無支給者の監査役1名を含む）に対する報酬等の総額は18百万円であり、上記報酬等の総額に含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役小西新太郎氏は、小西酒造株式会社の代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役國枝雅之氏は、三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の経理部長であります。当社は同社との間に同社製品の販売・据付・修理・保守点検等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

取締役小西新太郎氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席しております。

取締役田内芳信氏は、当事業年度に開催された取締役会の全てに出席しております。

監査役稗田勝及び國枝雅之の両氏は、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

各社外取締役は、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び意思決定を行っております。

各社外監査役は、法令や定款の遵守、財務、会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、定期的で開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	報酬等の額(百万円)
1. 当社が支払うべき報酬等の額	28
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

④ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して「収益認識に関する会計基準」等への対応に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、企業価値を永続的に高め、すべての利害関係者に貢献するために、経営の効率化を追求し、社会的責任を果たすことが重要であると考えます。このために経営の監督機能と執行機能を分離するとともに、情報開示の迅速化に努めております。これにより経営上の意思決定、執行に係るコーポレートガバナンスを有効に機能させ内部統制機能を強化すると同時に、経営の透明性及び健全性の確保を推進しております。さらには、法令・社内規則の順守及び企業倫理をも含め、従業員等への社内教育制度を充実しコンプライアンスに対する意識の周知徹底・強化に取り組んでおります。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

当社取締役は、会社法第355条の忠実義務が職務執行の根幹をなすものであると認識し、法令及び定款の遵守を基礎として経営方針を策定するとともに、これらを具体的に体系化した社内規則集を作成し、イントラネットで全社に公開します。

(運用状況)

社内規則は、新規制定・改定後直ちにイントラネットで社内規則集に所収して社内に公開しております。また、イントラネットを閲覧する環境にない従業員にも社内規則集が容易に閲覧できるように環境の整備を実施しました。

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「稟議規則」「情報資産管理規程」「文書管理規程」その他の関連社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る情報の記録は保存場所・情報セキュリティ・保存方法・保存年数等を定めて担当部門が保存及び管理を行い、取締役及び監査役が容易に閲覧することができるようにします。

(運用状況)

関連社内規則に従って、取締役会議事録は人事総務部門が、稟議書、会議議事録その他の取締役の職務の執行に係る情報等は内容に応じて所定の部門が、情報セキュリティに十分留意した適正な保存・管理を行い、取締役及び監査役が容易に閲覧できるようになっております。

ロ. 損失の危険に関する規程その他の体制

「危機管理規則」に基づきコンプライアンス違反、環境、品質、災害、情報セキュリティ等に係る全社横断的なリスクにつき、平時において社長を委員長とする「危機管理委員会」及びその傘下の「安全衛生委員会」「情報セキュリティ委員会」等において現状把握及び対応策の検討・策定を行い、危機防止策を各部門の長の責任において実施します。

万一これらの事態が発生した場合には、「危機管理規則」「事業継続計画（BCP）」等に基づき社長を本部長とする対策本部の設置、対策チームの設置、適確な広報の実施等により事業を継続し損害を最小限に抑える方策を実施します。

(運用状況)

危機管理に関する各委員会の開催回数は次のとおりです。

危機管理委員会 1回、安全衛生委員会 2回、安全衛生実務者会議10回(その他、各事業所及び子会社において職場安全衛生会議を毎月開催)、情報セキュリティ委員会 1回。

当期は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、在宅勤務を実施するなどの感染拡大防止策を適切に実施しました。なお、各役員の自宅及び各事業拠点に緊急連絡用の無線通信機を配備しています。

安全衛生委員会ではAED（自動体外式除細動器）を使用した救命講習の実施や、産業医による個別健康相談会・メンタルヘルス講習会を開催し、社員の安全と健康を考慮した施策を実施しました。

情報セキュリティ面では、業務用パソコンを社外に持ち出す際のガイドラインを、リスクを担保しながらより合理的に運用できるよう改定しました。また情報セキュリティに関する注意喚起をグループ全社に向け発信しました。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率化を図るため、次のような施策を実施します。

- i. 中期経営計画及び年度経営計画を策定し経営目標を具体化することにより、取締役の業務執行の迅速化及び効率化を図ります。
- ii. 独立した社外取締役を選任し、職務執行に対する監督機能を充実し、経営に対する助言を得ることにより、取締役の職務執行がより効率的に行えるようにします。

- iii. 取締役会において執行役員を選任し、業務執行における決定権限を大幅に委譲して業務を迅速に行うとともに、「職務分掌規則」及び「職務権限規則」により各部門の長の権限を明確化し、重複を防ぎ効率的に業務を遂行します。また、毎月開催する「執行役員会議」において経営課題を討議し共有化します。
- iv. 金融商品取引法第24条の4の4に規定する財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制（財務報告に関する内部統制）を構築し運用します。

（運用状況）

経営環境の変化に迅速に対応するとともに経営体制の一層の強化充実を図ることを目的に、代表取締役会長及び代表取締役社長の両職を置き、代表取締役会長は最高経営責任者として当社グループの経営を牽引するとともに、コーポレートガバナンスの強化をはじめとする経営改革を推進し、代表取締役社長は最高執行責任者として経営全般の業務執行を担っています。

また、経営の透明性と健全性を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役が2名体制で当社経営に対する監督・助言を実施しております。社外取締役の活動状況は「(2)会社役員状況④社外役員に関する事項 ロ. 当事業年度における主な活動状況」に記載のとおりです。執行役員会議は12回開催され、月次業績その他の経営上の重要事項について議論し共有化しました。財務報告に関する内部統制監査は社内規則に基づき厳正に行われ、報告の内容が適正との結果を継続しています。

ニ. 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社はコンプライアンスを経営方針の重要な柱とし、この方針は経営理念に基づく「経営基本方針」及び「社員行動指針」に明記し、社内研修等により全社に浸透を図っています。

コンプライアンス体制の整備のため、次のような施策を実施します。

- i. 「コンプライアンス行動指針」を制定し、職務執行におけるコンプライアンスについて具体的な指針を示し、社内に周知します。

- ii. 「コンプライアンス基本規則」を中心に「就業規則」「営業規則」等の基本的な社内規則にコンプライアンスに関する規定を整備するとともに、個人情報保護、インサイダー取引等防止、安全衛生管理、内部通報制度、安全保障輸出管理、内外の公務員等に対する贈賄防止その他のコンプライアンスの実効性を担保するための個別の社内規則を制定・運用します。
- iii. コンプライアンスの重要性及び社内規則の内容を周知徹底するための従業員等に対する社内教育を実施します。
- iv. 外部の弁護士及び内部監査部門を通報窓口とする内部通報制度を整備し運用します。本制度は、当社グループの社員及び役員、退職者に対しても適用されます。
- v. 社長直属の内部監査部門による内部監査を継続的に実施し、指摘事項については被監査部門に対して社長名で改善指示を行い、履行状況のフォローアップを行います。
- vi. 反社会的勢力との関係を遮断し今後も取引その他一切の関係を持たないことを、「コンプライアンス行動指針」に明記し、契約書へ反社会的勢力排除に関する条項を規定するなど徹底した運用を行います。

(運用状況)

コンプライアンスについては、「経営理念」に基づく「経営基本方針」及び「社員行動指針」に遵守が明記され、また、経営トップがあらゆる場で重要性を繰り返し強調することにより率先してグループ内への徹底を図っています。内部通報制度については、ポスターを各事業所及び子会社に掲示し、年2回発行している社内報にも記事を掲載するなど、制度の周知を図りました。

その他、インサイダー取引に関する教育やe-learningを利用したコンプライアンス教育を継続しております。また「コンプライアンス行動指針」を2020年4月1日に改定しました。

内部監査（財務報告に関する内部統制監査を除く。）については、計4回実施し、その結果は監査報告書によって社長に報告され、指摘事項について社長名で改善指示が出されました。なお、前期の改善指示についてはフォローアップを行い指摘事項の改善を確認しています。

② 企業グループとして子会社の業務の適正を確保するための体制

当社と4つの子会社(すべて完全子会社)は、経営理念及びこれに基づく「経営基本方針」、「社員行動指針」を共有し、当社は、企業グループとしての業務の適正を確保するために、子会社に対し次のような施策を実施します。

- イ. 子会社に対し企業グループの一員としての適正な管理を行うとともに、その経営の自主性を尊重し、子会社との取引においてはその利益を害することがないように留意します。
- ロ. 「関係会社管理規則」に基づき、子会社の取締役の業務執行状況について所管部門を通じて当社所管取締役に対し随時報告が行われ、必要に応じて当社取締役会に報告されます。また、毎月開催される当社「執行役員会議」において各所管部門より子会社の業績等が報告されます。
- ハ. 子会社は当社の「安全衛生委員会」及び「情報セキュリティ委員会」に出席し、情報と問題意識を共有します。また、子会社の危機管理に関する体制構築を、規則の制定等につき指導します。
- ニ. 企業グループとして経営計画を策定し、子会社についても経営目標及び予算を設定することにより、子会社がグループの一員として効率的な業務執行を行うことができるようにします。
- ホ. 子会社の監査役には、当社監査役または専門的な知見を有する社員が兼務し、当社と一体として監査を行います。また、「関係会社管理規則」に基づき、当社内部監査部門が子会社に対して内部監査を実施します。
- ヘ. 子会社においてコンプライアンス体制の整備を推進し、必要な社内規則の制定・施行、教育の実施等を指導します。

(運用状況)

各子会社の業績及び経営課題は、当社取締役会及び執行役員会議において報告され共有化されています。当社「安全衛生委員会」及び「情報セキュリティ委員会」には子会社代表がすべて出席しております。また、当社監査役がすべての子会社の監査役を兼務することにより効率的な監査を行える体制となるとともに、当社内部監査部門により毎年2社を選定して内部監査を実施し、前期に選定された子会社に対するフォローアップを行うことで指導事項の改善を確認しています。子会社において、コンプライアンス体制の整備に必要な社内規則の制定が進展しています。

③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は監査役会設置会社であり、監査役が監査の実効性を確保するため、次のような施策を実施します。なお、監査役を補助するスタッフは現在設置していませんが、監査役より設置の申し出があった場合は、その身分の独立性・指示の実効性も含めた対応を検討します。

- イ. 監査役会が制定する「監査役会規則」、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」を社内規則と位置付け、社内規則集に掲載し全社に周知することにより、監査役が監査を円滑に行えるようにします。
- ロ. 監査役は、社外取締役と定期的に情報・意見を交換することにより経営課題を共有化します。
- ハ. 監査役は、当社内部監査部門及び子会社監査役と定期的に情報を交換することにより、当社及び子会社の業務執行の状況について報告を受けるとともに、情報を共有化します。
- ニ. 監査役は、当社及び子会社の取締役及び従業員から直接必要な報告を受けることができ、また報告した者はそのことを理由として不利益な扱いを受けることはありません。
- ホ. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該職務の執行に必要でないものを除き、監査役と協議した手続きに従い当社がその費用を負担します。
- ヘ. 監査役は、「執行役員会議」をはじめとする重要な会議に出席することにより、当社及び子会社の具体的な職務執行の状況を直接把握することができるとともに、必要な追加情報を容易に得ることができます。

(運用状況)

監査役と社外取締役との意見交換会は3回、監査役（子会社の監査役兼務者1名を含む）と内部監査部門との連絡会は12回開催しました。監査役は、各部門（子会社を含む）に対する往査を行い、業務遂行の状況について報告を受け、必要な説明を求めるなどの情報共有を行うとともに、執行役員会議、子会社の取締役会をはじめとする重要な会議に出席したほか、各会議議事録等の情報を確認しました。なお、監査役が職務の執行に支払った費用は速やかに処理しております。

(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,605	流 動 負 債	6,283
現 金 及 び 預 金	1,093	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,257
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	6,999	短 期 借 入 金	1,400
商 品 及 び 製 品	482	未 払 法 人 税 等	171
仕 掛 品	241	賞 与 引 当 金	571
原 材 料	377	短 期 解 約 損 失 引 当 金	0
そ の 他	411	製 品 保 証 引 当 金	15
貸 倒 引 当 金	△0	受 注 損 失 引 当 金	8
固 定 資 産	2,195	工 事 補 償 引 当 金	37
有 形 固 定 資 産	1,033	そ の 他	820
建 物 及 び 構 築 物	583	固 定 負 債	286
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	11	退 職 給 付 に 係 る 負 債	129
工 具 、 器 具 及 び 備 品	157	資 産 除 去 債 務	78
土 地	278	そ の 他	78
建 設 仮 勘 定	1	負 債 合 計	6,569
無 形 固 定 資 産	171	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	145	株 主 資 本	5,352
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	24	資 本 金	523
そ の 他	1	資 本 剰 余 金	498
投 資 そ の 他 の 資 産	990	利 益 剰 余 金	4,332
投 資 有 価 証 券	79	自 己 株 式	△1
繰 延 税 金 資 産	410	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△121
そ の 他	533	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4
貸 倒 引 当 金	△33	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△125
資 産 合 計	11,800	純 資 産 合 計	5,231
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,800

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		20,539
売 上 原 価		15,339
売 上 総 利 益		5,199
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,831
営 業 利 益		367
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3	
保 険 事 務 手 数 料	1	
受 取 保 険 金	10	
そ の 他	2	18
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
支 払 手 数 料	3	
固 定 資 産 除 却 損	3	
雇 用 助 成 納 付 金	2	
そ の 他	1	15
経 常 利 益		370
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		370
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	182	
法 人 税 等 調 整 額	△62	119
当 期 純 利 益		251
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		251

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	523	498	4,196	△1	5,217
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	△115	—	△115
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	251	—	251
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	135	△0	135
当 期 末 残 高	523	498	4,332	△1	5,352

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	13	△88	△75	5,141
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	—	—	—	△115
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	251
自己株式の取得	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9	△36	△45	△45
当期変動額合計	△9	△36	△45	89
当 期 末 残 高	4	△125	△121	5,231

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,087	流動負債	5,830
現金及び預金	643	買掛金	3,053
受取手形	471	短期借入金	1,400
売掛金	5,965	リース負債	1
商品及び製品	348	未払金	225
仕掛品	131	未払費用	187
原材料	274	未払法人税等	157
前払費用	55	未払消費税等	50
未収入金	108	前受金	26
関係会社短期貸付金	850	預り金	192
その他	239	賞与引当金	474
貸倒引当金	△0	短期解約損失引当金	0
固定資産	1,773	製品保証引当金	13
有形固定資産	649	受注損失引当金	8
建物	441	工事補償引当金	37
構築物	9	その他	0
機械及び装置	0	固定負債	147
車両運搬具	4	長期未払金	53
工具、器具及び備品	127	リース負債	3
土地	64	資産除去債務	73
建設仮勘定	1	その他	16
無形固定資産	165	負債合計	5,977
特許権	0	(純資産の部)	
ソフトウェア	140	株主資本	4,883
ソフトウェア仮勘定	24	資本金	523
投資その他の資産	957	資本剰余金	498
投資有価証券	29	資本準備金	498
関係会社株式	195	利益剰余金	3,862
出資金	1	利益準備金	106
前払年金費用	64	その他利益剰余金	3,756
繰延税金資産	267	別途積立金	3,450
差入保証金	407	繰越利益剰余金	306
その他	26	自己株式	△1
貸倒引当金	△33	評価・換算差額等	0
資産合計	10,861	その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	4,883
		負債・純資産合計	10,861

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		16,058
売 上 原 価		11,864
売 上 総 利 益		4,194
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,930
営 業 利 益		263
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37	
保 険 事 務 手 数 料	1	
受 取 保 険 金	10	
そ の 他	1	51
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
支 払 手 数 料	3	
固 定 資 産 除 却 損	1	
雇 用 助 成 納 付 金	2	
そ の 他	1	13
経 常 利 益		301
税 引 前 当 期 純 利 益		301
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	155	
法 人 税 等 調 整 額	△79	75
当 期 純 利 益		225

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	523	498	498	106	3,450	196	3,752	△1	4,773
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△115	△115	—	△115
当期純利益	—	—	—	—	—	225	225	—	225
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	109	109	△0	109
当 期 末 残 高	523	498	498	106	3,450	306	3,862	△1	4,883

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6	6	4,780
当 期 変 動 額			
剰余金の配当	—	—	△115
当期純利益	—	—	225
自己株式の取得	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6	△6	△6
当期変動額合計	△6	△6	103
当 期 末 残 高	0	0	4,883

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

西菱電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 信 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西菱電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西菱電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

西菱電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 田 信 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西菱電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、監査室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会、執行役員会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、監査室及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

西菱電機株式会社 監査役会

常勤監査役 竹内 徹 ⑩

監査役(社外監査役) 稗田 勝 ⑩

監査役(社外監査役) 國枝 雅之 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第54期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円 配当総額は80,457,864円

なお、1株につき10円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株につき33円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、2002年4月1日に執行役員制度を導入し運用してまいりましたが、事業環境の変化に対しより柔軟に対応し、更なる意思決定の迅速化及び機能的な業務執行を実現するとともに、執行役員規則との重複記載を解消するべく、執行役員に関する規定を一部変更するものであります。

(2) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 執行役員</p> <p><u>(執行役員の員数)</u></p> <p>第41条 <u>当社の執行役員は、10名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(執行役員の選任)</u></p> <p>第42条 <u>執行役員は、取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 執行役員は、取締役および従業員の中から選任するものとする。</u></p> <p><u>(執行役員の職務)</u></p> <p>第43条 <u>執行役員は、取締役会の決定した業務の執行を行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 取締役社長は、執行役員の職務の執行を総括し、指揮監督する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3. 執行役員は、業務の執行状況を取締役社長に報告しなければならない。また、必要と認められる場合には、取締役会に出席し、報告または説明を行わなければならない。</u></p> <p><u>(執行役員の任期等)</u></p> <p>第44条 <u>執行役員の任期は、1年とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 取締役会は、任期の途中であっても執行役員を解任することができる。</u></p> <p><u>(執行役員規則)</u></p> <p>第45条 <u>執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46条～第49条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 執行役員</p> <p><u>(執行役員)</u></p> <p>第41条 <u>当社は、取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規則による。</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第42条～第45条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 重要な兼職の状況及び選任理由等	所有する当社 株式の数
1	にしおか のぶあき 西岡 伸明 (1957年1月12日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1992年8月 当社総務部長 1993年2月 当社取締役 2002年4月 当社取締役副社長 2007年6月 当社代表取締役副社長 2008年4月 当社代表取締役社長 2019年4月 当社代表取締役会長（現任）	614,000株
	<p>【選任理由】 取締役就任以来経営者としての経験を積み、代表取締役会長就任後は、最高経営責任者として当社グループの経営を牽引するとともに、コーポレートガバナンスの強化を始めとする経営改革を推進してまいりました。今後も引き続き、これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの企業価値の持続的向上に活かせるものと判断し、取締役候補者としたものであります。</p>		
2	にしいきよし 西井 希伊 (1955年11月13日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1979年4月 当社入社 2008年6月 当社取締役 2011年4月 当社常務取締役 販売統括・端末販売担当 2018年6月 当社専務取締役 事業全般・子会社管掌 2018年9月 当社代表取締役専務取締役 事業全般・子会社管掌 2019年4月 当社代表取締役社長 事業全般・子会社管掌 2019年6月 当社代表取締役社長（現任）	18,700株
	<p>【選任理由】 入社以来、各事業の営業部門を幅広く経験し、取締役就任以降は営業・技術の全部門を統括するなど、当社グループの事業・経営に精通しております。代表取締役社長就任後は、最高執行責任者としてグループの構造改革に着手するなど、経営全般の業務執行を強力に推進してまいりました。今後も引き続き、これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの企業価値の持続的向上に活かせるものと判断し、取締役候補者としたものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 重要な兼職の状況及び選任理由等	所有する当社 株式の数
3	か な い たかし 金 井 隆 (1957年8月31日生) 再 任	1981年4月 三菱電機株式会社入社 2007年4月 同社京都製作所 経理部長 2013年6月 東芝三菱電機産業システム株式会社取締役 2016年6月 当社取締役 経営企画・財務担当 (現任)	5,000株
	【選任理由】 三菱電機株式会社の経理部長や東芝三菱電機産業システム株式会社の取締役を歴任するなど、財務・会計に関する豊富な知見を有しており、取締役就任後は、経営・財務戦略の策定・実行を中心となって強力に推進してまいりました。今後も引き続き、これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの企業価値の持続的向上に活かせるものと判断し、取締役候補者としたものであります。		
4	ま え だ なおあき 前 田 真 昭 (1960年10月24日生) 再 任	2008年11月 株式会社アイディーユー (現 日本ア セットマーケティング株式会社) 取締役 2009年11月 当社入社 人事・総務・広報部長 2011年4月 当社執行役員 人事総務部長 2017年4月 当社常務執行役員 人事総務部長 2018年6月 当社取締役 人事総務担当 2019年4月 当社取締役 人事総務・法務・輸出管理担当 (現任)	2,900株
	【選任理由】 人事総務部門での経験が長く、豊富な業務経験と人事・労務等に関する抜きんてた知見に加えバランスの取れた判断力を有しております。取締役就任後は人事総務政策の立案・遂行に加え、法務・輸出管理を担当し、コーポレートガバナンスの強化等、会社の基盤づくりを強力に推進してまいりました。今後も引き続き、これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの企業価値の持続的向上に活かせるものと判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者 番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 重要な兼職の状況及び選任理由等	所有する当社 株式の数
5	かんだたつや 神田達也 (1961年6月2日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div>	1982年3月 当社入社 2011年4月 当社執行役員 情報通信端末事業本部 副本部長 2012年4月 当社常務執行役員 モバイルソリューション事業本部長 コムテックサービス株式会社 代表取締役社長 2014年4月 当社常務執行役員 システムソリューション事業本部長 2019年6月 当社取締役 事業全般・子会社担当 (現任)	10,800株
【選任理由】 入社以来、技術・営業の各部門における幅広い実務を経験し、事業部門経営を長年にわたり努めるなど、当社グループの事業・経営に精通しております。取締役就任後は事業全般及びグループ会社を統括し、事業戦略の策定・実行を中心となって強力に推進してまいりました。これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの企業価値の持続的向上に活かせるものと判断し、取締役候補者としたものであります。			
6	こにししんたろう 小西新太郎 (1952年5月22日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">独立役員</div>	1975年4月 小西酒造株式会社入社 1982年5月 同社常務取締役 営業本部長 1989年6月 同社代表取締役副社長 1991年6月 同社代表取締役社長 (現任) 2015年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 小西酒造株式会社代表取締役社長	400株
【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と実績、幅広い見識を有しており、当社社外取締役就任後は、経営から独立した客観的・中立的な立場から、経営全般の妥当性・適正性を確保するための有益な助言・提言及び意思決定をいただいております。今後も引き続き、当社グループの企業価値の持続的向上のために適切な人材であると判断し、社外取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 重要な兼職の状況及び選任理由等	所有する当社 株式の数
7	たうちよしのぶ 田内芳信 (1949年9月22日生) 再任 社外 独立役員	1968年4月 日本電信電話公社(現 日本電信電話株式会社)入社 1999年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現 株式会社NTTドコモ)ソリューション事業企画部長 2000年7月 株式会社ドコモ・マシンコミュニケーションズ(現 株式会社NTTドコモに営業譲渡)取締役 2004年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西(現 株式会社NTTドコモ)取締役 2008年7月 ドコモ・エンジニアリング関西株式会社(現 株式会社ドコモCS関西)常務取締役 2018年6月 当社社外取締役(現任)	3,300株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>日本電信電話公社(現NTTグループ)に入社以来、長年にわたり電気通信事業の営業から技術に至る要職を幅広く歴任されており、その経歴を通じて培った豊富な経験・知見を有しております。当社社外取締役就任後は、経営から独立した客観的・中立的な立場から、経営全般の妥当性・適正性を確保するための有益な助言・提言及び意思決定をいただいております。今後も引き続き当社グループの企業価値の持続的向上のために適切な人材であると判断し、社外取締役候補者としたものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小西新太郎及び田内芳信の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 小西新太郎氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
4. 田内芳信氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、小西新太郎及び田内芳信の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
6. 当社は、社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、社外取締役である小西新太郎及び田内芳信の両氏と当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案のご承認をいただき両氏が引き続き社外取締役に就任した場合、当該契約を継続することを予定しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
7. 各取締役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、15頁に記載のとおりであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役國枝雅之氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、新たに選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任される監査役國枝雅之氏の任期の満了する時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況及び 社外監査役候補者とした理由	所有する当社 株式の数
いけだ あつよし 池田篤義 (1968年6月4日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">社外</div>	1992年4月 三菱電機株式会社入社 2016年4月 同社通信機製作所 経理部会計課長 2019年4月 同社関係会社部 経営企画担当部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社北弘電社社外監査役 (2020年6月退任予定)	一株

【社外監査役候補者とした理由】

三菱電機株式会社関係会社部 経営企画担当部長であり、同社の経理部門及び上場企業の社外監査役を務めるなど、財務及び会計に関する幅広い知見を有しております。これらの知識・経験を当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 池田篤義氏は社外監査役候補者であります。
3. 池田篤義氏は1992年4月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。
4. 当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。本議案のご承認をいただき池田篤義氏が監査役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
5. 監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、15頁に記載のとおりであります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、池内久夫氏は社外監査役稗田勝氏の補欠者であり、第4号議案が承認可決されることを条件として、國枝雅之氏は社外監査役池田篤義氏の補欠者であります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況及び 補欠の社外監査役候補者とした理由	所有する当社株式の数
1	いけうちひさお 池内久夫 (1951年7月28日生) 社外 独立役員	1974年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1995年10月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）塚口支店長 1997年6月 同行神保町支店長 2000年9月 同行関連事業部室長 2005年6月 SMBC信用保証株式会社常務取締役 2009年5月 神戸土地建物株式会社常務執行役員 2010年6月 同社専務執行役員 2011年6月 同社専務取締役 2013年6月 当社社外監査役 2017年6月 当社社外監査役 退任	一株
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】 長年にわたり金融機関での実務・経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、2013年6月から2017年6月までの4年間にわたり当社の社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど、適切な役割を果たしていただきました。これらの経験・知識を当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況及び 補欠の社外監査役候補者とした理由	所有する当社 株式の数
2	く に え だ ま さ ゆ き 國 枝 雅 之 (1966年10月11日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">社 外</div>	1990年4月 三菱電機株式会社入社 2007年4月 同社半導体・デバイス業務統括部 業務部経理課長 2017年4月 同社コミュニケーション・ネットワー ク製作所 経理部長 2017年6月 当社社外監査役（現任） 2020年4月 三菱電機株式会社関係会社部 次長 （現任）	一株
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</p> <p>三菱電機株式会社関係会社部 次長であり、同社の経理部門において長年にわたり培ってきた財務及び会計に関する幅広い知見を有しております。現在、当社の社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど、適切な役割を果たしていただいていることから、補欠の社外監査役候補者としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>また、同氏は本總會終結の時をもって社外監査役を退任予定であり、その在任期間は3年となります。</p>			

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 池内久夫及び國枝雅之の両氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、本議案のご承認をいただき池内久夫氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
4. 國枝雅之氏は1990年4月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。
5. 当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。本議案のご承認をいただき池内久夫氏もしくは國枝雅之氏が監査役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
6. 各監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、15頁に記載のとおりであります。

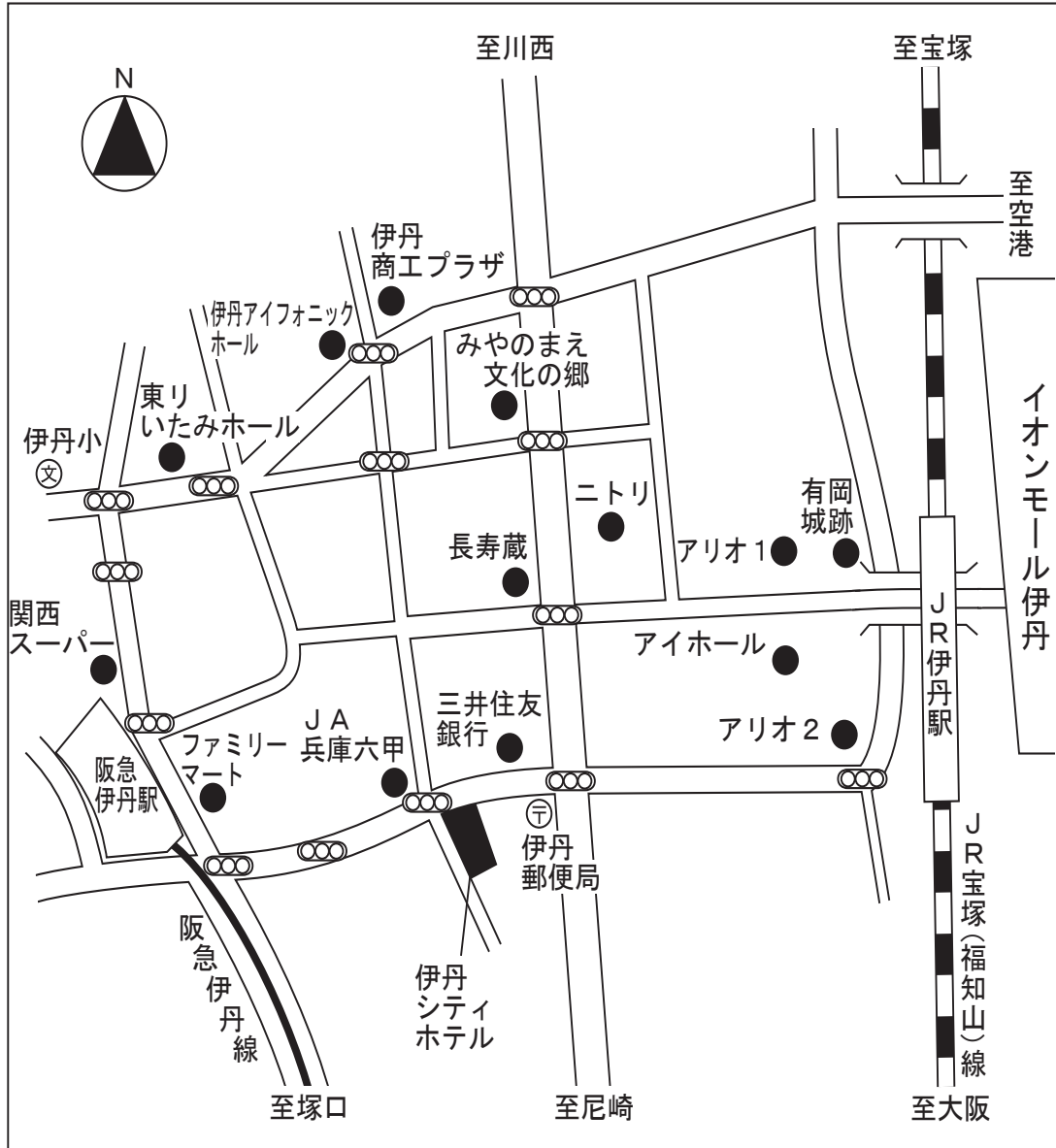
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県伊丹市中央六丁目2番33号
伊丹シティホテル 3階 光陽の間
電話 (072) 777-1111



〈交通機関〉 阪急伊丹線（神戸本線塚口駅経由）「伊丹駅」より東へ徒歩約8分
JR宝塚（福知山）線「伊丹駅」より西へ徒歩約10分

感染拡大防止及び株主様の安全確保の観点から、本株主総会につきましては、
極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控え
いただくよう強くお願い申し上げます。

（ご照会先）西菱電機株式会社 総務部
〒530-0003 大阪市北区堂島二丁目4番27号 新藤田ビル
電話 (06) 6345-4160